

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
------	--------	---------	--------

条 例 名		食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例	
条 例 番 号		平成12年神奈川県条例第8号	法規集 第8編第5章
所 管 室 課		保健福祉局生活衛生部食品衛生課	
条 例 の 概 要		食品衛生法第50条第2項及び第51条の規定に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準(管理運営基準)及び営業の施設基準(施設基準)その他食品衛生に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、食品の安全性の確保のため、そして飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために食品衛生法に基づき必要な事項を定めるものであることから、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例で定める管理運営基準は、有効に機能しているが、一方で、冷凍食品への農薬混入事案の発生に伴う危機管理の対応や国際標準となっている衛生管理方式(HACCP)の普及による衛生水準の向上を図るため、所要の改正を検討する。	食品営業施設数(県所管域) 平成26年3月31日現在 62,219施設
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例で定める施設基準は、明確かつ効率的であるが、一方で、食品の営業形態の多様化等を踏まえ、公衆衛生の見地から必要最低限な基準かどうかを再検討し、所要の改正を検討する。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」実施計画の政策分野「安全・安心」の「3生活の安心の確保(1)食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	食品衛生法の規定に基づき、管理運営基準、施設基準等を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない。	
その他			
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理 由 等 都道府県等が管理運営基準を制定する場合の根拠となる国のガイドラインの改正や営業形態の多様化等を踏まえて、改正及び運用の改善等を検討する必要がある。